

## 肢体不自由の児童生徒の教育

体幹や手足に運動機能等の障害があり、移動することや日常の生活動作を行うことが難しい児童生徒を対象に、医療と連携を図りながら、身体の動きに関する学習等を行います。



一人ひとりの児童生徒の障害の状態や発達段階を十分に把握した上で、小・中学校等に準ずる教育を行うとともに、自立活動の指導においては、身体の動きの改善を図る指導やコミュニケーションの力を育てる指導等を行っています。

病院で機能訓練を行ったり、たんの吸引等の医療的ケアを必要とする児童生徒には、医療との連携を大切にした教育を進めています。

また、卒業後の生活にスムーズに移行できるように、企業や福祉施設、大学等と連携し、卒業後の生活を体験できるような機会を積極的に取り入れています。

### ◎指導や支援の留意点

- ・個人差を考慮し、教材・教具や補助具の工夫・開発をします。
- ・靴箱・ロッカー・机等の位置や高さの工夫、座位を保持するイス等の用意をします。
- ・ワープロやコンピュータ等の入力装置を工夫します。
- ・コミュニケーション・エイド(入力した文字を音声で表現する機器)を活用します。
- ・安全で破損しにくい材質・設計のイス等を利用します。